

地主代理辭任ノ勸告狀

農民解放ノヤカマシク叫バレル今日、我々小作農民ガ生キルルメ
エ汗ト斷ヲ流シテドレ位苦レンデキルカト言フコトエ就イテハ今更
我々ガ兆々スル迄モナク御賢明ナル貴殿ノ充分ニ知悉セラレテ居ル
コト、思ヒマス。

小作問題ノ複雜性ハ言フマデモナク佐野町ニ於ケル地主對小作ノ
關係ハ特ニ複雜デ貴殿ガ代理トシテ訴訟ヲ提起セラレタ問題エ付イ
テハ既ニ九割以上ノ地主諸君トハ圓滿ニ解決シ、貴殿ノ代理セラレ
ル地主共ハ一割ニモ足ラナイ小數デアリマス。我々ハ貴殿ガコノ點
ニ就テモヨク御存知ノ事ト思ヒマス。人格ノ高潔ヲ以テ知ラレル貴
殿ガ職業デアルトハ言ヒ作ラ一部ノ惡惡地主共ニ操ラレ彼奴等ノ代
理トシテ佐野町二百余名ノ小作農民ヲ法ノ權威ニヨツテ死地ニ追ヒ
ヤラントセラレルコトハ我々ノ誠ニ遺憾トスルトコロデアリマス。
我々ハ無謀ナル一擧リノ地主共ニハ斷乎トシテ應戰シ、コレト決戰

ヲ交ヘル覺悟ヲ有スルノデアリマス。貴殿ニオカレマシテモ事件ノ
重大性ニ鑑ミ慎重御考慮ノ上直チニ彼等ノ代理ヲ辭任セラレンコト
ヲ勸告致シマス。

貴殿ニ於テ若シアクマデモ一擧リノ強慾地主共ノ代理トシテ佐野町
ノ小作人二百余名ヲ窮地ニ追ヒ込ミ佐野町ノ圓滿ヲ擾亂セラレル時
ハ、我々全大阪ノ小作農民ハ貴殿モ一擧リノ惡地主共ノ同類デアリ
ソノ指導者トシテ斷乎トシテ砲火ヲ集中シ應戰スルコトヲモ併セテ
通告致シマス。

我々ハ貴殿ノ人格ニオカテ反省ト慎重ナル御考慮ヲ促ガヌ次第デア
リマス。

昭和九年三月六日

大阪市天王寺區眞法院町九一春秋莊内

全國農民組合大阪府聯合會

佐野町一部地主ノ代理人

執行委員會（支部長會議）

弁護士 岩井 彌一 謹啟